

沖縄県MICE推進課業務用自動車賃貸借契約書（案）
（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県知事 玉城 康裕(以下「甲」という。)と***** (以下「乙」という。)との間に、業務用自動車(以下「車両」という。)の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

(契約の対象物件)

第1条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 車名・年号
- (2) 登録番号
- (3) 車台番号
- (4) 塗 色
- (5) 数 量 1台
- (6) 外装及び内装 別添仕様書のとおり

(契約期間)

第2条 この契約による賃貸借期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(契約の目的)

第3条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

(車両の引渡)

- 第4条 賃貸借車両の引渡しは、甲乙双方が立合い、装備、外観、その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認の上、行うものとする。
- 2 引渡のとき、すぐにわからないかかれた瑕疵があったときには、乙の責任に置いて必要な措置を講ずるものとする。

(賃貸借料)

- 第5条 車両の賃貸借料は、総額 円（月額 円）とする。
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 円とする。）
（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 2 前項の賃貸借料は毎月払いとし、甲は適法な請求書を受領した後、これを速やかに支払うものとする。
 - 3 消費税額は消費税法所定の税率に変動がある場合は、甲乙協議のうえ、これを増減または改定することがある。

(契約保証金)

第6条 契約金額の100分10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は免除する。

(費用負担)

第7条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担する。

(車両の保険)

第8条 乙は、この契約期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険 (自家用自動車総合保険)
保険金額 新規購入時の車両価格 (免責金額 0万円)
- (2) 対人賠償責任保険
保険金額 無制限 (1事故につき)
- (3) 対物賠償責任保険
保険金額 無制限 (1事故につき)
- (4) 搭乗者傷害責任保険
保険金額 1,000万円以上 (1名につき)

(保守点検)

第9条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換 (タイヤ、バッテリーを含む)

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第10条 乙が、前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第11条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(裁判管轄)

第12条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判とする

(解 除)

第13条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額、又は削除があった場合、甲は、本契約を解除できるものとする。

2 甲は、前項の場合において解除がなされた場合は、乙に対して協議の場を設けることとし、契約の解除に至った状況を説明する責めを帰すものとする。

3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

(協 議)

第14条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住 所

名 称

特記事項

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第3条 甲は、第1条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える

場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第4条** 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。